

個人情報保護法スタート！公示制度の行方は？

平成17年4月1日に個人情報保護法が全面施行

情報化の進展に伴い、私たちの生活は便利なものになりました。しかし、本人が知らないうちに個人情報が第三者に流出し、迷惑電話、詐欺に使われる等の問題があり、また、国民のプライバシーに対する意識も以前より高くなってきています。

そのため、個人情報の取扱いにあたってのルール「個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)」が平成15年5月に成立・公布、平成15年5月30日から一部施行、平成17年4月1日から全面施行されました。

個人情報保護法を受け公示文書が不開示に

今まで、国税庁は、原則として、情報公開法にもとづく請求によって公示文書を開示してきました。しかし、平成17年4月1日に全面施行された個人情報保護法を受け、所得税、相続税及び贈与税に関する公示文書を不開示にすることに決めました。しかし、公示制度そのものがなくなったわけではありません。

公示は税制改正でされない限り続行

公示制度の公示内容は、氏名等、個人情報の重要な部分が含まれています。個人情報保護法の施行に伴い、公示を止めてしまってもよいようにも思われます。しかし、公示制度は、税法で定められている制度であるために、税制改正が行われない限り、公示期間中、公示が行われます。

平成17年5月16日～5月31日、所得税の高額納税者が公示される

マスコミ各社は、この公示を取りまとめて長者番付を作成します。今年の公示対象者は平成16年分の所得について、平成17年3月31日までに申告書を提出した人のうち、所得税額が1,000万円を超える人です。公示内容は氏名、住所及び所得税の額です。

高額納税者名簿作成にも税金がかかっているが、費用対効果は？

高額納税者の公表は、税務行政において、所得税法を根拠に実施されます。これは、守秘義務の例外であるため、国税庁は事務手順や留意事項をマニュアルとしてまとめています。毎年、国税職員はマニュアルにそって3月31日現在の個人記録をもとに、4月1日から5月15日まで、公示該当者の名簿作成作業を行います。

「公示制度に脱税防止の効果は乏しいのに、番付作成のために全国の税務署職員が動員されるなど多額の費用がかかっている」と指摘する声もあります。

公示制度の由来

公示制度は、脱税に対処するため、政府への情報提供者に報奨金を出す「第三者通報制度」(昭和29年に廃止)を補完するものとして始まりました。昭和25年に公示制度が導入された際には、適正な申告についての第三者チェックという牽制効果に加え、高額納税者をたたえることも目的とされました。

しかし、今では、高額納税者をたたえるどころか、高額商品の売り込み、寄付の依頼、拳句の果てには犯罪のターゲットにされる等、当初の目的外に利用されるという問題点が指摘されています。例えば、今年1月に振り込め詐欺で逮捕された容疑者は、ターゲットを選ぶ際に高額納税者名簿を悪用していました。

相続税にも公示制度がある

今年3月下旬、某ハンバーガーチェーン創業者の課税対象となる遺産総額が約491億円であることが、税務署の公示で明らかになったというニュースは記憶に新しいところです。相続税法では、相続人一人につき(債務控除後)課税価格が2億円を超える場合、被相続人の債務控除後の相続財産額が5億円を超える場合に、相続税申告書の提出があった日から4ヶ月以内に、氏名、納税地及び課税価格が、少なくとも1ヶ月間、公示されることが規定されています。

海外の制度は？

イギリス、アメリカには公示制度はなく、代わりに第三者通報制度が導入されています。フランスでは県単位で所得金額と税額のリストを閲覧できますが、県在住者に限られ、内容の公表を禁じています。

納税者番号制度について議論が進行中

公示制度は、高額納税者をたたえるどころか、苦しめているという点で問題があると思います。しかし、公示制度を廃止するとしたら、適正な申告についての第三者チェック機能を担保する制度について検討する必要があります。

現在、政府税制調査会で議論されている納税者番号制度は、所得を正確に把握できるため、脱税防止などに効果があるとされています。納税者番号制度とは、納税者1人1人に番号をつけて管理し、所得や納税の状況を把握しやすくする制度です。年金制度の一元化、金融所得一体課税の観点から、その必要性が強調されています。

政府税制調査会では、導入に向けた検討を進めるべきだとの認識は一致しているものの、導入が難しいという指摘もあります。個人の税務に関する情報の収集・利用に際し、個人のプライバシーが流出・侵害される恐れがあるからです。

(担当：伊藤里美)